

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5002088号  
(P5002088)

(45) 発行日 平成24年8月15日(2012.8.15)

(24) 登録日 平成24年5月25日(2012.5.25)

(51) Int.Cl.

F 1

G06Q 30/02	(2012.01)	G06F 17/60	326
G06Q 30/06	(2012.01)	G06F 17/60	318A
G06Q 30/04	(2012.01)	G06F 17/60	332
G06Q 10/00	(2012.01)	G06F 17/60	504
G06F 13/00	(2006.01)	G06F 13/00	54OP

請求項の数 8 (全 23 頁)

(21) 出願番号

特願2000-334656 (P2000-334656)

(22) 出願日

平成12年11月1日 (2000.11.1)

(65) 公開番号

特開2002-140611 (P2002-140611A)

(43) 公開日

平成14年5月17日 (2002.5.17)

審査請求日

平成19年10月30日 (2007.10.30)

審判番号

不服2010-20677 (P2010-20677/J1)

審判請求日

平成22年9月14日 (2010.9.14)

(73) 特許権者 000005049

シャープ株式会社

大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号

(74) 代理人 100084146

弁理士 山崎 宏

(74) 代理人 100081422

弁理士 田中 光雄

(74) 代理人 100122286

弁理士 仲倉 幸典

(72) 発明者 内藤 敦士

大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号

シャープ株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】広告配信中継システム

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

広告配信センターと、顧客端末と、複数の広告端末とがネットワークで接続されている広告配信中継システムにおいて、

上記顧客端末は、

上記広告配信センターにアクセスして得られる広告依頼フォームに基づいた広告情報と、広告の配信先である広告端末の情報機器種別および上記情報機器種別毎の端末数を設定する設定情報を含む広告条件を上記広告配信センターに送信するアクセス手段を備え、

上記広告配信センターは、

広告依頼情報記憶手段と、

上記広告端末のアドレスおよび情報機器種別を含む端末情報を格納する端末情報記憶手段と、

アクセスした顧客端末に、広告の配信先である広告端末の複数の情報機器種別および上記情報機器種別毎の端末数を設定する項目を含む広告依頼フォームを送信するフォーム送信手段と、

上記顧客端末からネットワークを介して送信される上記広告情報と上記広告条件を受信する受信手段と、

上記受信した広告情報および広告条件を広告依頼情報記憶手段に登録する広告依頼情報登録手段と、

上記広告依頼情報記憶手段に記憶された広告情報を、上記端末情報記憶手段に記憶され

上記広告依頼情報記憶手段に登録された広告条件に相当する広告端末にネットワークを介して配信する広告配信手段とを備え、

上記広告端末は、

上記広告配信センターから配信される広告情報を受信する受信手段と、

上記受信手段で受信した広告情報を表示する公告表示手段を備えたことを特徴とする広告配信中継システム。

**【請求項 2】**

請求項 1 に記載の広告配信中継システムにおいて、

上記設定情報は、上記広告端末の情報機器種別毎に広告を配信する端末数を指定することを特徴とする広告配信中継システム。 10

**【請求項 3】**

請求項 1 に記載の広告配信中継システムにおいて、

上記設定情報は、上記広告端末の情報機器種別毎に当該情報機器種別の全体数に対する広告を配信する端末数の割合を指定することを特徴とする広告配信中継システム。

**【請求項 4】**

請求項 1 に記載の広告配信中継システムにおいて、

上記広告配信センターは、

上記広告端末の端末情報を上記顧客端末に送信して顧客に閲覧させる端末情報閲覧手段を備えていることを特徴とする広告配信中継システム。 20

**【請求項 5】**

請求項 1 に記載の広告配信中継システムにおいて、

上記広告配信センターは、

顧客に対する課金情報を管理する課金情報管理手段を備えていることを特徴とする広告配信中継システム。 20

**【請求項 6】**

請求項 1 に記載の広告配信中継システムにおいて、

上記広告配信センターは、

上記顧客端末から送信される広告情報を基づき、上記広告端末の情報機器種別毎の端末数と広告料金を算出する広告料金算出手段と、 30

上記算出された広告料金を上記顧客端末へ送信する見積送信手段を備えていることを特徴とする広告配信中継システム。

**【請求項 7】**

ネットワークに接続される顧客端末からの依頼に基づき、上記ネットワークに接続される複数の広告端末に広告情報を配信する広告配信装置であって、

広告依頼情報記憶手段と、

上記広告端末のアドレスおよび情報機器種別を含む端末情報を格納する端末情報記憶手段と、

アクセスした顧客端末に、広告の配信先である広告端末の複数の情報機器種別および上記情報機器種別毎の端末数を設定する項目を含む広告依頼フォームを送信するフォーム送信手段と、 40

上記顧客端末からネットワークを介して送信される上記広告情報と、上記広告の配信先である広告端末の情報機器種別および上記情報機器種別毎の端末数を設定する設定情報を含む広告条件とを受信する受信手段と、

上記受信した広告情報を上記広告条件を広告依頼情報記憶手段に登録する広告依頼情報登録手段と、

上記広告依頼情報記憶手段に記憶された広告情報を、上記端末情報記憶手段に記憶され上記広告依頼情報記憶手段に登録された上記広告条件に相当する広告端末にネットワークを介して配信する広告配信手段を備えたことを特徴とする広告配信装置。

**【請求項 8】**

ネットワークに接続される顧客端末からの依頼に基づき、上記ネットワークに接続され 50

る複数の広告端末に広告情報を配信する広告配信装置における広告配信方法であって、上記広告端末のアドレスおよび情報機器種別を含む端末情報を端末情報記憶手段に格納し、

アクセスした顧客端末に、広告の配信先である広告端末の複数の情報機器種別および上記情報機器種別毎の端末数を設定する項目を含む広告依頼フォームを送信し、

上記顧客端末からネットワークを介して送信される広告情報と、上記広告の配信先である広告端末の情報機器種別および上記情報機器種別毎の端末数を設定する設定情報を含む広告条件を受信し、

上記受信した広告情報および広告条件を広告依頼情報記憶手段に登録し、

上記広告依頼情報記憶手段に記憶された広告情報を、上記端末情報記憶手段に記憶され上記広告依頼情報記憶手段に登録された上記広告条件に相当する広告端末にネットワークを介して配信する広告配信方法。 10

#### 【発明の詳細な説明】

##### 【0001】

##### 【発明の属する技術分野】

この発明は、顧客が自由に自分のニーズに合わせて手軽に広告を配信できるようにする広告配信中継システムに関し、特に、インターネットのホームページ上で不特定多数の顧客が自由に広告配信依頼、および、広告表示端末登録・更新をすることができる広告配信中継システムに関する。 20

##### 【0002】

##### 【従来の技術】

近年の通信ネットワークの発展に伴い、ビジネスシーンやプライベートに関わらず、通信ネットワーク、特に、インターネットが広く活用され、その利用が当たり前となってきた。 20

##### 【0003】

そのインターネットへアクセスする機器は次第に多様化し、パーソナルコンピュータだけでなく、手軽に持ち運びが可能な携帯情報端末、さらに、電話機単体でアクセス可能なスマートフォンまで登場している。

##### 【0004】

一方で、ポケットベル(ページャ)、PHS(パーソナル・ハンディホン・システム)、携帯電話等の一般無線情報機器の普及とこれを用いたデータ通信が当たり前のものとなり、いつでも、どこでも、通信ネットワーク上の情報を受信することが可能になっている。さらに、PHS、携帯電話においては、その無線基地局情報や外部GPS(Global Positioning System)、あるいは電界強度情報などを組み合わせることによって、現在位置を把握できる機種も登場している。 30

##### 【0005】

より一般的なユーザにおいても、それぞれのキャリア(伝送路)において、各種情報サービスが存在し、インターネットと同様に多種多様な情報を電子的に、簡単に顧客へ提供している。

##### 【0006】

このように、多種多様な情報に簡単にアクセスできる通信ネットワークと、いつでもどこでも利用できる上記一般無線情報機器は情報メディアとしての価値が非常に高い。また、提供される情報に広告情報を付加することによって、宣伝効果を上げている事業者も存在する。 40

##### 【0007】

このような条件の元で、より大きな宣伝効果を得るために、特開平10-240205号公報では、広告情報を表示出力する電子看板装置と広告情報を記憶したサーバ装置を公衆通信回線および専用通信回線等で結び、定期的かつ任意に広告情報を配信するシステムが提案されている。さらに、特開平8-36670号公報では、自動販売機に併設された電子看板装置に対して、無線回線を利用して遠隔操作によって広告情報を更新するシステム 50

が提案されている。

【0008】

【発明が解決しようとする課題】

ところで、既存の広告表示といえば、自前の看板に広告を表示するか、広告代理店へ広告依頼する形となるが、これを、顧客が希望する地域や特定の人に向けて、いつでもどこでも簡単に広告提供できるようにしたいという要求がある。

【0009】

上述の特開平10-240205号公報および特開平8-36670号公報では、広告情報はある特定の管理者が特定のシステムに対して利用しているのみであり、不特定多数の顧客が自由にこれらのシステムを自分のニーズに合わせて利用し、対価を支払うことはできなかった。10

【0010】

そして、従来技術では、広告表示端末として固定通信端末しか考慮されておらず、各種移動体通信端末を位置情報等から横断的に管理して利用することはできなかった。また、広告表示端末を不特定多数の顧客が自由に登録・更新することはできなかった。さらに、広告主から配信先を、あるいは、配信先から広告主を希望する条件にしたがって、篩い分けることはできなかった。

【0011】

そこで、この発明の目的は、顧客が希望する地域や特定の人に向けて、いつでもどこでも簡単に広告提供できる広告配信中継システムを提供することにある。20

【0012】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため、この発明の広告配信中継システムは、広告配信センターと、顧客端末と、複数の広告端末とがネットワークで接続されている広告配信中継システムにおいて、

上記顧客端末は、

上記広告配信センターにアクセスして得られる広告依頼フォームに基づいた広告情報と、広告の配信先である広告端末の情報機器種別および上記情報機器種別毎の端末数を設定する設定情報を含む広告条件を上記広告配信センターに送信するアクセス手段を備え、30

上記広告配信センターは、

広告依頼情報記憶手段と、

上記広告端末のアドレスおよび情報機器種別を含む端末情報を格納する端末情報記憶手段と、

アクセスした顧客端末に、広告の配信先である広告端末の複数の情報機器種別および上記情報機器種別毎の端末数を設定する項目を含む広告依頼フォームを送信するフォーム送信手段と、

上記顧客端末からネットワークを介して送信される上記広告情報と上記広告条件を受信する受信手段と、

上記受信した広告情報および広告条件を広告依頼情報記憶手段に登録する広告依頼情報登録手段と、40

上記広告依頼情報記憶手段に記憶された広告情報を、上記端末情報記憶手段に記憶され上記広告依頼情報記憶手段に登録された広告条件に相当する広告端末にネットワークを介して配信する広告配信手段とを備え、

上記広告端末は、

上記広告配信センターから配信される広告情報を受信する受信手段と、

上記受信手段で受信した広告情報を表示する広告表示手段を備えたことを特徴としている。

【0013】

この発明では、広告配信センターと顧客端末と広告端末とがネットワークで接続されていて、顧客端末と広告配信センターとの間でデータを取り取りして、広告端末に広告情報を50

配信する。したがって、顧客が希望する地域や特定の人に向けて、いつでもどこでも簡単に広告提供できる。

【0014】

また、一実施形態では、上記広告配信中継システムにおいて、上記顧客端末が広告端末を兼ねている。この実施形態では、顧客端末が広告端末を兼ねているから、より自由度の高い広告配信システムとなる。

【0015】

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターから顧客端末へ広告配信依頼フォームを提示し、上記顧客端末は上記広告配信依頼フォームを満たす情報を与えることで、広告配信依頼を行う。

10

【0016】

この実施形態では、顧客端末は、広告配信センターから提示された広告配信依頼フォームに情報を与えることによって、所望の広告配信を依頼できる。

【0017】

また、一実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、上記顧客端末からの広告依頼情報を登録する広告依頼情報登録手段を備えている。

【0018】

この実施形態では、広告配信センターは、広告依頼情報登録手段で、顧客端末からの広告依頼情報を登録して、この登録した広告依頼情報によって、各種広告条件を設定できる。

20

【0019】

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、上記広告端末の端末情報を上記顧客端末に送信して顧客に閲覧させる端末情報閲覧手段を備えている。

【0020】

この実施形態では、広告配信センターの端末情報閲覧手段で、広告端末の端末情報を顧客端末に送信して顧客に閲覧させるから、顧客は広告端末から所定の情報を得ることができ、その情報によって、たとえば、その広告の効果等を知ることができる。

【0021】

また、一実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、顧客に対する課金情報を管理する課金情報管理手段を備えている。この実施形態では、広告配信センターは、課金情報管理手段で、顧客に対する課金情報を管理できる。

30

【0022】

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、顧客端末からの広告配信依頼に対応して、広告端末へ広告情報を送信する広告情報配信手段を備えている。この実施形態では、上記広告配信センターは、広告情報配信手段で、顧客端末からの広告配信依頼に対応して、広告端末へ広告情報を送信できる。

【0023】

また、一実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、顧客端末からの広告見積り依頼要求に対して、広告依頼情報から広告料金を算出する広告見積算出手段を備えて、上記広告料金を上記顧客端末へ送信する。

40

【0024】

この実施形態では、上記広告配信センターは、広告見積算出手段で、顧客端末からの広告見積り依頼要求に対して、広告依頼情報から広告料金を算出して、広告料金を顧客端末へ送信できる。

【0025】

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告依頼情報は、広告する条件を満足する広告端末のうち、どれだけの数の広告端末に広告を行うのかを決定する配信先端末数情報を含んでいる。

【0026】

この実施形態では、顧客端末からの広告依頼情報に含まれる配信先端末数情報でもって、

50

広告する条件を満足する広告端末のうち、どれだけの数の広告端末に広告を行うのかを決定できる。

【0027】

また、一実施形態では、上記広告配信中継システムにおいて、広告端末から広告を許可する情報を広告配信センターに送信する。

【0028】

この実施形態では、広告端末が、広告配信センターに、広告を許可する情報を送信することで、はじめて、広告配信センターからの広告情報が広告端末に配信される。したがって、広告端末のユーザは、所望の広告を選んで、受信することが可能となる。

【0029】

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、広告配信センターから広告を配信する広告端末の条件を、上記顧客端末から広告配信センターに送信する。

【0030】

この実施形態では、顧客端末から広告配信センターに、広告を配信する広告端末の条件を送信することで、所望の広告端末を選択して、その広告端末に広告を配信できる。

【0031】

また、一実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記顧客端末は、固定点およびその固定点からの距離を表す情報を入力でき、上記広告配信センターは、上記顧客端末から、上記固定点およびその固定点からの距離の情報を受けとて、この情報によって広告の配信範囲を定める。

【0032】

この実施形態では、広告配信センターは、顧客端末から入力された固定点とその固定点からの距離を表す情報を受けとて、この情報によって広告の配信範囲を定める。これによって、顧客端末が指定したスポット(固定点)の周囲の所定範囲に広告を配信でき、顧客が希望する地域に向けて、広告を提供できる。

【0033】

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、上記広告端末からその広告端末の位置を表す位置情報を受け取り、その位置情報に基いて、その広告端末に広告情報を配信するか否かを決める。

【0034】

この実施形態では、広告配信センターは、広告端末から受け取った位置情報に基いて、その広告端末に広告情報を配信するか否かを決めるので、所定の位置にある広告端末に広告情報を配信することで、効率良く広告を行うことができる。

【0035】

また、一実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、或る顧客端末から指定された固定点から所定の距離範囲内にある広告端末に、上記顧客端末が依頼した広告情報を配信する。

【0036】

この実施形態では、広告配信センターは、或る顧客端末から指定された固定点から所定の距離範囲内にある広告端末に、上記顧客端末が依頼した広告情報を配信する。これによって、顧客端末は、所望のスポット内に存在する広告端末にのみ広告を配信でき、効率良く広告を配信できる。

【0037】

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告端末は、それ自身で広告の表示形態、表示回数を設定して広告を表示する。

【0038】

この実施形態では、広告端末自身が、広告の表示形態と表示回数を設定して広告を表示するから、広告配信センターの負担を軽減でき、配信システムの簡略化を図れる。

【0039】

また、一実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、上

10

20

30

40

50

記顧客端末または広告端末からの所定の情報に基いて、広告効率を算出する広告効率算出手段を備えた。

【0040】

この実施形態では、上記広告配信センターは、広告効率算出手段で、顧客端末または広告端末からの所定の情報に基いて、その広告の効果の大きさの指標である広告効率を算出する。広告配信センターは、この広告効率を使用して、広告料金を設定できる。

【0041】

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、上記広告効率算出手段が算出した広告効率を考慮して、広告料金を算出する広告料金算出手段を備えた。

10

【0042】

この実施形態では、広告料金算出手段は、広告効率算出手段が算出した広告効率を考慮して、広告料金を算出するから、広告の効果に応じた適切な料金設定が可能になる。

【0043】

【発明の実施の形態】

以下、この発明の広告配信中継システムを図示の実施の形態に基いて詳細に説明する。

【0044】

図1に、この発明の広告配信中継システムの実施形態の構成を示す。この実施形態の広告配信中継システムは、広告配信センター1が、無線通信ネットワーク5を介して、複数の顧客端末3, 3...と複数の広告表示端末4, 4...とに接続されている。

20

【0045】

上記広告配信センター1は、データベース管理手段11と、広告依頼情報登録手段12と、端末情報閲覧手段13と、契約者認証手段14と、課金情報管理手段15と、端末情報登録手段16と、広告情報配信手段17と、広告見積り算出手段18とを備えている。

【0046】

上記データベース管理手段11は、広告依頼情報データベース21と、端末情報データベース22と、契約者情報データベース23と、課金情報データベース24と、利用情報データベース25とを有している。

【0047】

上記データベース管理手段11は、不特定多数の顧客端末3から登録された広告依頼情報、広告表示端末4に関する端末情報、本システムの契約者に関する情報、利用に伴う課金情報、利用状況を管理する管理情報等をデータベースとして管理する。

30

【0048】

また、広告依頼情報登録手段12は、不特定多数の顧客端末3から広告配信依頼を収集し、データベース21に登録する。

【0049】

また、端末情報閲覧手段13は、広告依頼情報データベース21および端末情報データベース22として管理している特定の項目に関するデータの検索画面を顧客端末3へ送信し、特定の項目に関するデータを閲覧させる。

【0050】

契約者認証手段14は、データベース管理手段11が管理するデータベースに対する顧客端末3からのアクセスに対し、利用者が正規の契約者であるか否かを暗号情報等によって認証する。また、課金情報管理手段15は、広告依頼情報データベース21に登録依頼した契約者に対する課金情報を管理する。

40

【0051】

また、端末情報登録手段16は、一般無線情報機器を広告表示端末4として登録、更新する。広告情報配信手段17は、顧客端末3からの広告配信依頼に対して、広告依頼情報の広告配信スケジュール情報に従い、広告表示端末4へ広告情報を送信する。

【0052】

また、広告見積り算出手段18は、顧客端末3からの広告見積り依頼要求に対して、広告

50

見積り依頼情報から広告料金を算出し、その結果を結果画面として顧客端末3へ送信する。

#### 【0053】

広告依頼情報データベース21は、広告情報、および、広告情報を配信する条件情報を記憶する。端末情報データベース22は、広告表示端末4の稼動状態、および、広告配信スケジュール情報を管理するための情報を記憶する。契約者情報データベース23は、契約者のID(識別)番号、契約者名、所在地等の契約者に関する情報を記憶する。

#### 【0054】

課金情報データベース24は、利用情報に対応した契約者に対する課金のための情報を記憶する。利用者情報データベース25は、どの契約者がどの広告依頼をしたかを管理する。

10

#### 【0055】

一方、上記顧客端末3は顧客アクセス手段31を有しており、上記広告表示端末4は、無線受信手段41と広告表示手段42とを有している。

#### 【0056】

顧客アクセス手段31は、顧客端末3にあって、広告配信センター1にアクセスする。無線受信手段41は、広告表示端末4にあって、広告情報配信手段17からの広告情報を受信する。広告表示手段42は、広告表示端末4にあって、無線受信手段41によって得られた広告情報を、それぞれのコンテンツ種類に応じて、表示、再生を行う。

#### 【0057】

20

次に、図2に、この実施形態の広告配信中継システムの動作概要を示す。以下は、本システムをインターネット上においてホームページを利用して実現する場合について説明する。

#### 【0058】

まず、広告配信センター1は、WWW(ワールド・ワイド・ウェブ)エンジン等によってインターネット上にホームページを立ちあげる。顧客は、通信ネットワーク5にリンクした顧客端末3のWWWブラウザ等の顧客アクセス手段31によって、広告配信センター1のホームページをインターフェースとする広告依頼情報登録手段12にアクセスし、広告配信を依頼する。

#### 【0059】

30

広告配信センター1は、契約者認証手段14において契約者ID(識別子)および契約者のパスワード等の契約者認証情報によって、契約者が正規に登録された会員であることを認証する。その上で、広告配信センター1は、広告情報と配信する条件情報を含む広告見積り依頼情報をホームページというインターフェースを利用して契約者から受信し、それに対する広告費を算出して結果画面を契約者へ返信する。そして、契約者は、広告表示端末4の稼動状況や広告費を含む広告見積り依頼結果を確認した上で広告配信依頼を行う。

#### 【0060】

広告配信センター1は、広告依頼情報登録手段12によって顧客端末3の広告依頼情報を広告依頼情報データベース21に記録する。そして、課金情報管理手段15によって、これに対応する広告効果に応じた課金処理のための課金情報を課金情報データベース24に記録する(段階1)。

40

#### 【0061】

後日、広告配信センター1の運営会社は、課金情報データベース24に記録された課金情報に基づいて、契約者に対して請求を行い、契約者は課金の支払いを行う(段階2)。

#### 【0062】

なお、広告表示端末4の種類や数、利用者、広告配信依頼内容によって、様々な広告効果が生まれるので、契約者に対する課金は、その広告効果に応じて任意の課金方式を採用する。

#### 【0063】

登録された広告情報は、通信ネットワーク5にリンクした広告表示端末4へ、広告配信セ

50

ンター 1 の端末情報データベース 2 2 の広告配信スケジュールに従い、広告情報配信手段 1 7 から送信される(段階 3 )。

【 0 0 6 4 】

広告表示端末 4 は、電子看板タイプ 4 a , 携帯電話タイプ 4 c , ポケットベルタイプ 4 b 等の数種類の端末種類が存在し、それぞれのタイプの広告表示端末 4 において、インターネット、および、無線公衆通信網等を通じて送信されてきた広告情報を無線受信手段 4 1 によって受信する。受信された広告情報は広告表示ブラウザ等の広告表示手段 4 2 によって外部に出力される。

【 0 0 6 5 】

次に、広告配信センター 1 において、データベース管理手段 1 1 が管理する各データベース構造を説明する。 10

【 0 0 6 6 】

広告依頼情報データベース 2 1 には、図 3 ( A )に示すように、広告依頼情報として、広告 I D (識別子)、契約者 I D (識別子)、配信期間、配信曜日帯、配信時間帯、配信回数、配信周期、配信範囲、配信先端末数、配信先端末種、配信先端末条件、広告表示形態、情報有効期限、および、文字データ、静止画像データ、音声データ、動画データ、表示開始時間、表示回数、表示周期、表示終了時間等から構成される広告情報が格納される。

【 0 0 6 7 】

さらに、この広告依頼情報データベース 2 1 は、図 3 ( A )に示すように、広告種類情報を格納している。この広告種類情報は、図 4 ( B )に示す端末情報データベース 2 2 における希望広告種類情報に対応している。この広告情報配信センタ 1 は、広告依頼情報データベース 2 1 の広告種類情報と一致する希望広告情報を持った広告表示端末 4 を選択して、その表示端末 4 に上記広告種類情報に合致した種類の広告を配信する。これにより、その広告表示端末 4 の所有者の趣味、嗜好に応じた広告の配信が可能になる。 20

【 0 0 6 8 】

これらの広告依頼情報は、広告依頼情報登録手段 1 2 によって顧客端末 3 に送信される広告依頼フォーム画面によって登録されるものである。なお、必ずしも、前述の全項目についてデータが登録されていなくてもよい。広告 I D は、顧客からの最初のアクセス時に自動的に付与される広告依頼情報の識別情報である。

【 0 0 6 9 】

また、図 4 ( B )に示すように、端末情報データベース 2 2 には、広告表示端末に関する情報として端末 I D 、端末種類 I D 、広告配信スケジュール、利用サービス種類、端末契約情報、端末位置、端末稼動状態、希望広告種類情報、広告要求範囲、広告単価、広告効率等が格納される。 30

【 0 0 7 0 】

また、図 4 ( C )に示すように、契約者情報データベース 2 3 には、契約者に関する情報として、契約者 I D 、契約者名、所在地、電話番号、代表者名、パスワード等が格納される。

【 0 0 7 1 】

また、図 5 ( D )に示すように、課金情報データベース 2 4 には、契約者の利用情報に対応して課金処理するための情報として、契約者 I D 、配信広告 I D リスト、課金情報等が格納される。 40

【 0 0 7 2 】

また、図 5 ( E )に示すように、利用情報データベース 2 5 には、契約者端末の広告配信依頼等の利用情報として、契約者 I D 、広告 I D 、シーケンス I D 等が格納される。シーケンス I D は、契約者のアクセスに対して自動的に付与されるシーケンス番号である。

【 0 0 7 3 】

[ 1 ] 広告依頼情報を登録する処理

次に、図 6 , 図 7 の流れ図を参照して、顧客端末 3 から広告配信センター 1 に対して、広告依頼情報を登録する処理を説明する。 50

**【 0 0 7 4 】**

まず、顧客端末 3 から広告配信センター 1 へ接続すると(S 1 0 1)、広告配信センター 1 では顧客端末 3 へ契約者認証フォーム画面を送信する(S 1 0 2)。この契約者認証フォーム画面は、一般顧客が本システムの利用許可を得ている正規の契約者が否かを判断するための契約者認証情報を入力する画面である。

**【 0 0 7 5 】**

次に、顧客端末 3 では、契約者認証フォーム画面を受信し表示する(S 1 0 3, S 1 0 4)。顧客は、広告配信センター 1 へアクセスする場合、契約者認証フォーム画面から契約者認証情報を入力し(S 1 0 5)、その契約者認証情報を広告配信センター 1 へ送信する(S 1 0 6)。

10

**【 0 0 7 6 】**

広告配信センター 1 では、契約者認証情報を受信し(S 1 0 7)、契約者情報データベース 2 3 を検索し、契約者情報と一致するデータを探す(S 1 0 8)。ここで契約者情報と一致するデータが見つからない場合には、ステップ S 1 0 2 へ処理を戻し、再度契約者認証情報の入力を促す。一方、契約者情報と一致するデータが見つかった場合には、その契約者情報を利用情報データベース 2 5 に登録し、契約者のアクセスを許可し(S 1 1 0)、広告見積り依頼フォーム画面を送信する(S 1 1 1)。広告見積り依頼フォーム画面は、広告配信条件、広告情報等の広告見積り依頼情報を入力する画面である。

**【 0 0 7 7 】**

顧客端末 3 では、広告見積り依頼フォーム画面を受信して表示し(S 1 1 2, S 1 1 3)、その広告見積り依頼フォーム画面で広告見積り依頼情報を入力し(S 1 1 4)、入力した広告見積り依頼情報を広告配信センター 1 へ送信する(S 1 1 5)。

20

**【 0 0 7 8 】**

一方、広告配信センター 1 では、広告見積り依頼情報を受信し(S 1 1 6)、端末情報データベース 2 2 を検索して、依頼された広告条件情報に合致し、かつ、広告塔として利用可能な広告表示端末 4 を選出する(S 1 1 7)。この選出した広告表示端末 4 について、広告見積り算出手段 1 8 を用いて、広告見積り結果情報を算出して(S 1 1 8)、顧客端末 3 へ返信する(S 1 1 9)。

**【 0 0 7 9 】**

広告見積り結果情報は、広告見積り依頼情報の確認、および、実際に広告塔として利用可能な広告表示端末状況、それらを広告塔として利用した場合の広告料金等の情報である。広告見積り結果情報が、広告依頼情報を兼ね備えている場合には、広告依頼フォーム画面とも呼ぶ。

30

**【 0 0 8 0 】**

顧客端末 3 では、広告見積り結果情報を受信して表示する(S 1 2 0, S 1 2 1)。ここで、広告見積り結果情報が顧客の希望条件に促わない場合には、ステップ S 1 1 4 へ処理を戻し、再度、広告見積り依頼情報の入力を行う。広告見積り結果情報が顧客の希望条件に合い、内容を承認した場合には、広告見積り結果情報を広告依頼情報として入力し(S 1 2 3)、入力した広告依頼情報を広告配信センター 1 へ送信する(S 1 2 4)。

**【 0 0 8 1 】**

40

広告配信センター 1 では、広告依頼情報を受信し(S 1 2 5)、これを広告依頼情報データベース 2 1 に格納し(S 1 2 6)、端末情報データベース 2 2 の広告配信スケジュール情報に登録する(S 1 2 7)。さらに、課金情報データベース 2 4 に配信広告 ID と課金情報を登録し(S 1 2 8)、広告依頼の受付完了通知を示す画面を顧客端末 3 に送信する(S 1 2 9)。この広告依頼の受付完了通知画面は、広告依頼情報の受信およびその登録を顧客に通知するための画面である。

**【 0 0 8 2 】**

顧客端末 3 では、広告依頼受付完了通知画面を受信して表示し(S 1 3 0, S 1 3 1)、広告配信依頼処理を終了する。

**【 0 0 8 3 】**

50

## [ 2 ] 広告情報を配信する処理

次に、図8の流れ図を参照して、広告配信センター1から広告表示端末4に対して広告情報配信を行う処理を説明する。

### 【 0 0 8 4 】

まず、広告配信センター1は、広告配信処理を開始した後、一定時間が経過した後(S201)、端末情報データベース22の広告配信スケジュールを検索し(S202)、その間に広告配信依頼があるか否かをチェックする(S203)。広告配信依頼が無い場合には、ここで処理終了となる(ステップS201に戻る)。広告配信依頼が有る場合には、広告依頼情報データベース21を検索して(S204)、その中の広告情報を広告表示端末へ送信する(S205)。

10

### 【 0 0 8 5 】

広告表示端末4では、広告情報を受信して表示する(S206, S207)。この広告情報には、文字データ、静止画像データ、音声データ、動画データ、および、表示開始時間、表示回数、表示周期、表示終了時間等が含まれる。表示開始時間等の指定がある場合には、その指定に従ったスケジュールで表示する。その後、処理終了となる。

### 【 0 0 8 6 】

## [ 3 ] 広告表示端末を新規に登録する処理

次に、図9,図10の流れ図を参照して、顧客端末3から広告配信センター1に対して、一般無線情報機器を広告表示端末4として新規に登録する処理を説明する。

### 【 0 0 8 7 】

まず、顧客端末3から広告配信センター1へ接続し(S301)、広告表示端末を仮登録することを要求する情報を広告配信センター1へ送信する(S302)。

20

### 【 0 0 8 8 】

広告配信センター1では、広告表示端末を仮登録する要求情報を受信し(S303)、広告表示端末4の仮登録を依頼するためのフォーム画面を送信する(S304)。この広告表示端末4の仮登録依頼用フォーム画面は、広告表示端末4の仮登録を依頼するための情報を入力することを促す画面である。

### 【 0 0 8 9 】

顧客端末3では、広告表示端末4を仮登録するための依頼フォーム画面を受信して表示し(S305, S306)、広告表示端末の仮登録を依頼する情報を入力し(S307)、広告表示端末の仮登録を依頼する情報を広告配信センター1へ送信する(S308)。この広告表示端末の仮登録を依頼する情報は、一般無線情報機器の電話番号等を含む端末契約情報、端末種類、利用サービス種類、希望広告種類情報、広告要求範囲等の情報である。

30

### 【 0 0 9 0 】

広告配信センター1では、広告表示端末4を仮登録するための依頼情報を受信し(S309)、この広告表示端末4を仮登録するための依頼情報を端末情報データベース22へ仮登録する。この仮登録は、現在登録しようとしている一般無線情報機器が正しく広告情報を受信できるか否かを認証してから、本登録となる。その広告表示端末4を登録認証するための情報を一般無線情報機器へ送信する(S311)。

### 【 0 0 9 1 】

40

顧客は、上記一般無線情報機器(広告表示端末4)が広告登録認証情報を受信したことを確認した後(S312)、顧客端末3にて、広告表示端末4を登録することを要求する情報を広告配信センター1へ送信する(S313)。

### 【 0 0 9 2 】

広告配信センター1では、広告表示端末の登録を要求する情報を受信し(S314)、広告表示端末4の登録依頼用フォーム画面を顧客端末3へ送信する(S315)。この広告表示端末4の登録依頼用フォーム画面は、広告表示端末4の登録を依頼する情報を入力することを促す画面である。

### 【 0 0 9 3 】

顧客端末3では、広告表示端末の登録依頼用フォーム画面を受信して表示し(S316, S

50

317)、広告表示端末の登録依頼情報を入力し(S318)、広告表示端末の登録を依頼する情報を広告配信センター1へ送信する(S319)。この広告表示端末の登録を依頼する情報は、ステップS312で広告表示端末4が受信した広告表示端末を登録認証するための情報を含んでいる。

【0094】

広告配信センター1では、広告表示端末の登録を依頼する情報を受信し(S320)、端末情報データベース22を検索して、端末契約情報と一致するデータを探す(S321)。そして、ステップS322で、上記広告表示端末を登録認証する情報と一致するデータが見つからない、または、仮登録からある一定期間以上経過していた場合には、ステップS304へ処理を戻し、再度、広告表示端末の仮登録を依頼する処理からのやり直しを促す。10

【0095】

一方、端末契約情報と一致するデータが見つかった場合には、その一般無線情報機器を広告表示端末4として端末情報データベース22に登録し(S323)、広告表示端末の登録が完了したことを通知する画面を、顧客端末3へ送信する(S324)。

【0096】

すると、顧客端末3では、上記広告表示端末の登録が完了したことを見つける画面を受信して表示し(S325, S326)、広告表示端末の登録処理を終了する。

【0097】

なお、この発明の実施形態における広告提供側の顧客は、この広告配信仲介システムに予め関わっていない第三者であってもよく、インターネットに接続できる無線情報機器の所有者であれば、顧客の対象となる。また、広告を表示する端末4も、インターネットに接続できる任意の無線情報機器を利用することができます。20

【0098】

<実施例1>

次に、上記実施形態の広告配信中継システムの応用例を実施例1としてより具体的に説明する。

【0099】

この実施例1では、地域密着型の量販店を広告提供側の顧客として、その顧客が顧客端末3を持っている。一方、広告表示端末4をポケットベルインターフェース付き電子看板4a並びにポケットベル4b, 携帯電話4cとした。なお、電子看板4aは、ポケットベルにメッセージを送信する手順によって文字データ広告を表示できる機器であり、主に、駅前広場やバス停、自動販売機等、人が集まる場所に設置してある。30

【0100】

量販店においては、より多くの地域住民に品物の広告宣伝をしたいと考える。そこで、この量販店が保有する顧客端末3と地域に設置された電子看板4a並びにその地域に在るポケットベル4b, 携帯電話4cとの情報仲介を目的として、この広告配信中継システムを活用する。この広告配信中継システムを運用する運営会社は、量販店と利用契約を締結し、その量販店に契約者IDとパスワードを付与しておく。

【0101】

まず、この広告配信中継システムの広告配信センター1は、インターフェースとなるホームページを立ちあげる。このホームページから、量販店は、顧客端末3を用いて、広告配信センター1に対して自由に広告配信を依頼できる。ただし、このホームページでは、あらかじめ利用契約を締結した量販店のみが、その所有する顧客端末3に付与されたパスワードによって認証を受けて広告配信を依頼できるようになっている。この契約を締結した量販店は、顧客端末3で、広告配信センター1のホームページにアクセスし、予め付与された契約者IDおよびパスワードによって認証を受けて、広告見積り結果情報を取り出すための広告見積り依頼フォーム画面を受信する。40

【0102】

この広告見積り依頼フォーム画面の一例を図11に示す。図11に示す広告見積り依頼フォーム画面は、量販店の希望する配信期間、配信曜日帯、配信時間帯、配信回数、配信周50

期、配信範囲、配信先端末種、配信先端末条件、広告表示形態、広告情報ファイル、広告情報表示指定等の広告見積り依頼情報を登録する画面である。

#### 【0103】

この広告見積り依頼フォーム画面の例では、広告配信期間が、2000年3月1日から2000年4月1日までの期間であり、配信曜日帯が毎週土、日曜日である。そして、時刻18：00から20：00の間の配信時間帯で30分以上の周期で、2回の広告配信を行う。

#### 【0104】

また、配信先端末(広告表示端末)としては、東京都渋谷区近辺にある電子看板、および、東京都渋谷区近辺に位置情報を登録している年齢20歳以上の未婚の女性が所有する携帯電話・PHS、ポケットベルの条件に当てはまる広告表示端末4c, 4bである。図11では、その上さらなる条件として、上記電子看板4a、携帯電話4c・PHS、ポケットベル4bそれぞれの全体数の、100%, 50%, 100%にあたる個数の広告表示端末4に対して、「ad.txt」で指定された文字データ広告情報を表示指定なしで依頼したことを示している。

10

#### 【0105】

このうち、配信範囲に関しては、例えば、JR山手線渋谷駅から半径10km範囲へという駅名から指定する方法や、東経137.32°、北緯68.44°から半径5kmという経度と緯度から指定する方法もある。また、配達先端末数の指定に関しては、上記した全体数の割合指定とは別に、直接、希望する端末数を指定する方法もある。

20

#### 【0106】

さらに、上記広告表示端末4において、広告表示のスケジュール管理ができる端末に対して、表示開始時間、表示終了時間、表示回数、表示周期等の広告情報表示指定をすれば、広告配信センター1の広告配信スケジュールとは独立して広告表示のスケジュールを制御することができる。

#### 【0107】

上記量販店は、広告見積り依頼フォーム画面の項目にしたがって、希望の条件および情報を入力する。入力された広告見積り依頼情報は、広告配信センター1において、端末情報データベースの状態から利用可能な配信先端末数と広告料金とが算出され、広告見積り結果情報として返信される。

30

#### 【0108】

この広告見積り結果情報の表示画面の一例を図12に示す。この図12の広告見積り結果情報画面は、量販店の希望する配信期間、配信曜日帯、配信時間帯、配信回数、配信周期、配信範囲、配信先端末、配信先端末条件、広告表示形態、広告料金、広告情報等の広告依頼情報を確認した上で、広告配信登録する画面である。

#### 【0109】

図12に示す広告料金に関しては、各広告表示端末4の台数に広告単価を掛け合わせて広告料金を算出しているが、例えば、これを1台ごとの広告効果を反映した広告効率等を考慮して、木目細かい広告料金を指定することも可能である。この広告料金は、上記広告効率を計算に入れた任意の計算方法を用いることができる。この広告効率の活用例については、後述する。

40

#### 【0110】

また、図12の「広告情報詳細表示」ボタンを押すことによって、広告内容を確認できる。量販店は、広告見積り結果情報画面の内容に問題がない場合には、「広告配信登録」ボタンを押す。すると、広告配信センター1では、広告依頼情報データベース21へ広告依頼情報を登録し、量販店への課金処理を行う。この広告配信センター1の運営会社によつては、契約者IDおよびパスワードによる認証をこの時点で行ってもよい。その後、運営会社は量販店から料金の徴収を行う。

#### 【0111】

一方、広告配信センター1では、隨時、端末情報データベース22を検索し、その時間帯

50

に配信する広告依頼があるかないかをチェックし、依頼がある場合には、電子看板 4 a 並びにポケットベル 4 b や携帯端末 4 c へ向けて、広告情報を配信する。

**【 0 1 1 2 】**

電子看板 4 a 並びにポケットベル 4 b や携帯端末 4 c では、広告情報を受信した場合、直ちに広告情報を表示させる。ただし、図 1 1 に示した広告情報表示指定の項目で、「する」が選択されていて、表示開始時間、表示終了時間、表示回数、表示周期等のスケジュール情報が指定されている場合には、そのスケジュール情報にしたがって、電子看板 4 a , ポケットベル 4 b , 携帯端末 4 c に広告を表示させることもできる。

**【 0 1 1 3 】**

<実施例 2 >

10

次に、上記実施形態の応用例として、あるイベント企画会社を広告提供側の顧客とし、この顧客が顧客端末 3 を保有していて、一般個人所有のポケットベル 4 b , P H S , 携帯電話 4 c 等の無線情報機器を広告表示端末 4 としている実施例 2 を説明する。なお、この無線情報機器は、ポケットベルにメッセージを送信する手順および電子メールでメッセージを送信する手順等によって文字データを表示できる無線情報機器である。

**【 0 1 1 4 】**

イベント企画会社においては、より多くの一般個人にイベントの広告宣伝をしたいと考える。また、一般個人においては、自分の欲しい広告であれば、隨時広告を閲覧したいと考える。

**【 0 1 1 5 】**

20

そこで、この要望に応えるべく、このイベント企画会社と広告を希望する一般個人所有の無線情報機器との情報仲介を目的としてこの広告配信中継システムを活用する。この広告配信中継システムを運用する運営会社は、イベント企画会社と利用契約を締結し、そのイベント企画会社が所有する顧客端末 3 に、契約者 ID とパスワードを付与しておく。

**【 0 1 1 6 】**

この広告配信中継システムの広告配信センター 1 は、インターフェースとなる 2 種類のホームページを立ち上げる。一つは、そのホームページからイベント企画会社が自由に広告配信依頼できる広告配信依頼用のホームページである。もう一つは、そのホームページから、一般個人が所有する無線情報機器を広告表示端末 4 として登録できる広告表示端末登録用のホームページである。

30

**【 0 1 1 7 】**

上記広告配信依頼用のホームページは、あらかじめ利用契約を締結したイベント企画会社のみが、その顧客端末 3 に付与されたパスワードによって認証を受けて広告配信依頼できる。その後の手順は、上述の実施例 1 と同様である。

**【 0 1 1 8 】**

また、上記広告表示端末登録用のホームページには、仮登録、本登録、契約内容更新の 3 つのメニューがある。上記仮登録メニューを選択すると、広告表示端末を仮登録するための依頼フォーム画面が送信される。

**【 0 1 1 9 】**

この広告表示端末を仮登録するための依頼フォーム画面の一例を、図 1 3 に示す。この図 1 3 の広告表示端末の仮登録用依頼フォーム画面は、端末種類、利用サービス種類、端末契約者等の端末契約情報、端末位置、端末稼動状態、希望広告種類情報、広告要求範囲等を登録する画面である。

40

**【 0 1 2 0 】**

図 1 3 に示す仮登録フォーム画面の端末位置に関しては、経度と緯度で指定する方法以外に、住所で指定する方法も選択して利用できる。

**【 0 1 2 1 】**

また、希望広告種類情報として、この実施例 2 の図 1 3 の画面では、グルメとスポーツとが選択されているので、例えば、前述のイベント企画会社がスポーツ企画の広告情報を配信すれば、この広告表示端末 4 には広告情報が配信される。一方、ロックグループのライ

50

イベント企画の広告情報を配信すれば、この広告表示端末4には広告情報が配信されない。

#### 【0122】

さらに、図13の広告要求範囲の項目に示されているように、広告要求範囲を広告表示端末4の位置から10kmに指定すれば、その広告表示端末4には、そこから半径10km以内に存在する顧客端末3からの広告が受信の対象となる。また、その指定以外に、複数の位置を指定することもできる。この場合には、広告表示端末4の位置に関係の無い遠く離れた場所に在る顧客端末3からの広告を受信対象とすることも可能である。

#### 【0123】

この実施例2では、一般個人は、図13に示した広告表示端末4の仮登録依頼用フォーム画面の項目にしたがって、希望の条件および情報を入力する。この入力された仮登録用依頼フォームは、広告配信センター1で、入力された契約条件の無線情報機器が仮登録され、その無線情報機器へ仮契約者IDと仮パスワードを送信する。10

#### 【0124】

一般個人は、無線情報機器において、仮契約者IDと仮パスワードの受信を確認した後、再度、広告配信センター1へアクセスする。

#### 【0125】

その後、広告表示端末4を登録するホームページの本登録メニューを選択すると、広告表示端末4の登録用依頼フォーム画面が送信される。この広告表示端末4の登録用依頼フォーム画面は、仮契約者IDと仮パスワードを登録する画面である。一般個人は画面の項目にしたがって、仮契約者IDと仮パスワードを入力する。入力された登録用依頼フォームは、広告配信センター1で、入力項目の確認を行い、入力項目に誤りがない場合には、仮登録されている無線情報機器を本登録し、一般個人が所有する無線情報機器へ広告表示端末4の登録を確認する画面を送信する。この広告表示端末の登録確認画面は、契約者ID、パスワードを含む契約内容であり、上記無線情報機器が広告表示端末として登録されたことを証明するものである。20

#### 【0126】

また、一般個人が、広告表示端末4の登録ホームページの契約内容更新メニューを選択すると、広告表示端末4の契約内容更新フォーム画面が送信される。広告表示端末4の契約内容更新フォーム画面は、登録されている広告表示端末の契約内容を更新する画面である。その画面の内容は、図13に示した広告表示端末4の仮登録依頼フォーム画面と同じである。一般個人は、その画面の項目にしたがって、修正(更新)箇所のみを入力する。その修正された広告表示端末の契約内容の更新フォームは、広告配信センター1で、入力された契約条件に更新され、一般個人の持つ無線情報機器へ広告表示端末の契約内容を更新したことを確認する画面を送信する。広告表示端末の契約内容を更新したことを確認する画面は、契約内容更新が正しく行われたことを証明するものである。30

#### 【0127】

ところで、広告表示端末4の契約内容のうち、端末位置に対する更新に関しては、広告表示端末4の契約内容更新フォーム画面を使わなくても、携帯電話・PHSから位置情報を通信ネットワーク5を介して、直接的に広告配信センター1へ送信することによって、自動更新することもできる。40

#### 【0128】

次に、前述の<実施例1>で言及した広告効率の設定方法について説明する。この広告効率の設定方法としては、1 図13に示した登録フォームを用いた登録時において、希望広告種類情報としてジャンルを指定された項目の広告効率を上げる方式を採用できる(登録時設定方式)。また、2 広告中にある問い合わせ先、および、広告に埋め込まれているリンクを広告配信センター1経由にし、ユーザが、どの広告表示端末4から、どのジャンルの広告に興味を示したかを自動的にカウントして管理するカウント方式としてもよい。このカウント数が高い広告ジャンルの広告効率を上げるのである。この場合、広告配信センター1に広告閲覧情報取得手段を設け、この広告閲覧情報取得手段で上記カウン50

トデータを取得する。さらには、3 広告に関するアンケート調査を行い、特定ジャンルの広告への関心度が高い、あるいは、その広告からの購買率が高いユーザの広告効率を上げるというアンケート調査方式で、広告効率を設定してもよい。

#### 【0129】

上記広告効率の利用例としては、第1例として、イベント企画会社が、個人Aと個人Bとに、同じスポーツ企画の広告情報を配信した場合の例を説明する。この個人Aは、スポーツのジャンルにおいては、関心度が高く広告効率が3.0倍に設定されている。広告効率とは、広告の効果の大きさの尺度であり、広告効率が3.0倍に設定されているということは、広告効率が1.0倍に設定されている場合の3倍の広告効果が見込めると評価したことを表している。一方、個人Bは、特に強い関心をもっておらず、広告効率は1.0倍となっている。このときの、広告単価が10円であった場合、それぞれの広告表示端末4に対する広告費は、10

$$\text{個人A} \quad 10\text{円} \times 3.0 = 30\text{円}$$

$$\text{個人B} \quad 10\text{円} \times 1.0 = 10\text{円}$$

となる。これにより、広告の効果に見合った広告料金設定ができる。

#### 【0130】

次に、広告効率の利用例の第2例として、イベント企画会社が、スポーツ企画のキャンセルチケットを早く確実に売却したい場合の例を説明する。キャンセルチケットは、合計で10枚である。スポーツのジャンルにおいては、関心度が高く、広告効率が2.0倍に設定されているAグループと、スポーツのジャンルに対して関心度が低く広告効率が1.0倍に設定されているBグループとがあるとする。20

#### 【0131】

この場合、早く確実にチケットを売却するには、関心度が高いAグループへ配信した方が売却率が高いわけであり、イベント会社の意図に沿った配信が可能になる。また、関心度が高いAグループの人にとっては、期待していた広告が配信される可能性が高くなり、Bグループの人にとっては、無駄な広告が少なくなるという利点も生まれる。

#### 【0132】

この背景から、上記スポーツ企画の会社は、Aグループ10人に対して広告を配信する場合には、Bグループ10人に対して広告配信する場合に比べて、2倍の広告料金を支払うことが適切なのである。30

#### 【0133】

以上説明したように、本システムを利用することによって、通信ネットワーク5を介して接続される広告配信中継システムであっても、不特定多数の顧客が自由に広告配信を依頼でき、広告表示端末を登録、更新することができる。また、広告配信依頼については、顧客が自分のニーズに合わせて利用し、対価を支払うことを可能にし、広告表示端末4については、各種移動体通信端末を位置情報等から横断的に管理して広告受信者のニーズにも応える形で利用することから全く新しい広告メディアを提供できる。

#### 【0134】

また、顧客端末3として、パーソナルコンピュータ、携帯情報端末、スマートフォンを含むWWWブラウザ機能等を備えた通信機器を利用して、広告表示端末4として、第三者の所有するポケットベル、PHS、携帯電話を含む無線情報機器、および、これらの無線情報機器を備える看板を自由に登録・更新できる。40

#### 【0135】

また、広告配信センター1では、顧客端末3から、広告情報として、文字データ、静止画像データ、音声データ、動画データ等を含むマルチメディアデータ、および、表示開始時間、表示回数、表示周期、表示終了時間等を含む広告情報表示指定を登録できる。

#### 【0136】

また、顧客端末3は、広告配信センター1へ、広告依頼情報、および、広告見積り依頼情報として、広告情報、広告ID、契約者ID、配信期間、配信曜日帯、配信時間帯、配信回数、配信周期、配信範囲、配信先端末数、配信先端末種、配信先端末条件、広告表示形50

態、情報有効期限を登録できる。また、顧客端末3は、広告配信センター1から、広告見積り結果情報として、利用可能な広告表示端末状況、それらを利用した場合の広告料金等を得ることができる。

【0137】

また、広告配信センター1は、広告表示端末4の端末情報として、端末ID、端末種類ID、広告配信スケジュール、利用サービス種類、端末契約情報、端末位置、端末稼動状態、希望広告種類情報、広告要求範囲、広告単価、広告効率を登録できる。

【0138】

そして、広告表示端末4は、広告情報の表示開始時間、表示回数、表示周期、表示期限等を自由に制御できる。

10

【0139】

尚、上記実施形態において、顧客端末3が広告表示端末4を兼ねてもよく、広告表示端末4が顧客端末3を兼ねてもよい。すなわち、広告配信センター1は、広告表示端末4から広告配信依頼を受けて、顧客端末3に広告を配信するようにしてもよい。

【0140】

【発明の効果】

以上より明らかなように、この発明の広告配信中継システムは、広告配信センターと顧客端末と広告端末とがネットワークで接続されていて、顧客端末と広告配信センターとの間でデータを取り取りして、広告端末に広告情報を配信する。したがって、顧客が希望する地域や特定の人に向けて、いつでもどこでも簡単に広告提供できる。

20

【0141】

また、一実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、顧客端末が広告端末を兼ねているから、より自由度の高い広告配信システムとなる。

【0142】

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、顧客端末は、広告配信センターから提示された広告配信依頼フォームに情報を与えることによって、所望の広告配信を依頼できる。

【0143】

また、一実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、広告依頼情報登録手段で、顧客端末からの広告依頼情報を登録して、この登録した広告依頼情報によって、各種広告条件を設定できる。

30

【0144】

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、広告配信センターの端末情報閲覧手段で、広告端末の端末情報を顧客端末に送信して顧客に閲覧させるから、顧客は広告端末から所定の情報を得ることができ、その情報によって、たとえば、その広告の効果等を知ることができる。

【0145】

また、一実施形態では、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、課金情報管理手段で、顧客に対する課金情報を管理できる。

【0146】

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、広告情報配信手段で、顧客端末からの広告配信依頼に対応して、広告端末へ広告情報を送信できる。

40

【0147】

また、一実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、広告見積算出手段で、顧客端末からの広告見積り依頼要求に対して、広告依頼情報から広告料金を算出して、広告料金を顧客端末へ送信できる。

【0148】

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、顧客端末からの広告依頼情報に含まれる配信先端末数情報でもって、広告する条件を満足する広告端末のうち、どれ

50

だけの数の広告端末に広告を行うのかを決定できる。

**【0149】**

また、一実施形態では、上記広告配信中継システムにおいて、広告端末が、広告配信センターに、広告を許可する情報を送信することで、はじめて、広告配信センターからの広告情報が広告端末に配信される。したがって、広告端末のユーザは、所望の広告を選んで受信することが可能となる。

**【0150】**

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、顧客端末から広告配信センターに、広告を配信する広告端末の条件を送信するので、所望の広告端末を選択して、その広告端末に広告を配信できる。

10

**【0151】**

また、一実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、広告配信センターは、顧客端末から入力された固定点とその固定点からの距離を表す情報を受けとて、この情報によって広告の配信範囲を定める。これによって、顧客端末が指定したスポット(固定点)の周囲の所定範囲に広告を配信でき、顧客が希望する地域に向けて、広告提供できる。

**【0152】**

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、広告配信センターは、広告端末から受け取った位置情報に基いて、その広告端末に広告情報を配信するか否かを決めるので、所定の位置にある広告端末に広告情報を配信することができ、効率良く広告を行える。

20

**【0153】**

また、一実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、広告配信センターは、或る顧客端末から指定された固定点から所定の距離範囲内にある広告端末に、上記顧客端末が依頼した広告情報を配信する。これにより、顧客端末は、所望のスポット内に存在する広告端末にのみ広告を配信でき、効率良く広告を配信できる。

**【0154】**

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、広告端末自身が、広告の表示形態と表示回数を設定して広告を表示するから、広告配信センターの負担を軽減でき、配信システムの簡略化を図れる。

**【0155】**

また、一実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、上記広告配信センターは、広告効率算出手段で、顧客端末または広告端末からの所定の情報に基いて、その広告の効果の大きさの指標である広告効率を算出する。広告配信センターは、この広告効率を使用して、広告料金を設定できる。

30

**【0156】**

また、他の実施形態は、上記広告配信中継システムにおいて、広告料金算出手段は、広告効率算出手段が算出した広告効率を考慮して、広告料金を算出するから、広告の効果に応じた適切な料金設定が可能になる。

**【図面の簡単な説明】**

**【図1】** この発明の広告配信中継システムの実施形態の構成例を示す図である。

40

**【図2】** 上記実施形態の動作概要を示す図である。

**【図3】** 図3(A)は、上記実施形態の広告配信センターにおいて、データベース管理手段が管理する広告依頼情報データベース構造を示す図である。

**【図4】** 図4(B)は上記実施形態の端末情報データベースの構造を示す図であり、図4(C)は上記実施形態の契約者情報データベースの構造を示す図である。

**【図5】** 図5(D)は上記実施形態の課金情報データベースの構造を示す図であり、図5(E)は上記実施形態の利用情報データベースの構造を示す図である。

**【図6】** 図6は顧客端末から広告配信センターに対し広告依頼情報を登録する処理の前半部分の流れ図である。

**【図7】** 図7は広告依頼情報を登録する処理の後半部分の流れ図である。

50

【図8】 広告配信センターから広告表示端末に対して広告情報配信を行う処理の流れ図である。

【図9】 顧客端末から広告配信センターに対し一般無線情報機器を新規に広告表示端末として登録する処理の前半部分の流れ図である。

【図10】 上記新規に広告表示端末を登録する処理の後半部分の流れ図である。

【図11】 広告見積り依頼フォーム画面の例である。

【図12】 広告見積り結果情報の表示画面の例である。

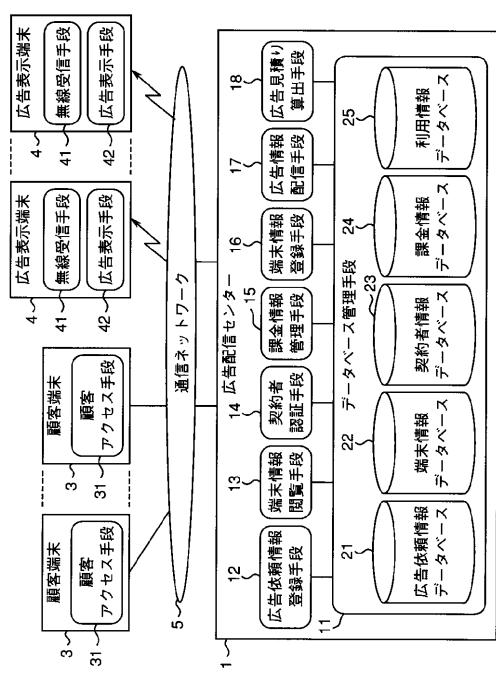
【図13】 広告表示端末仮登録依頼フォーム画面の例である。

【符号の説明】

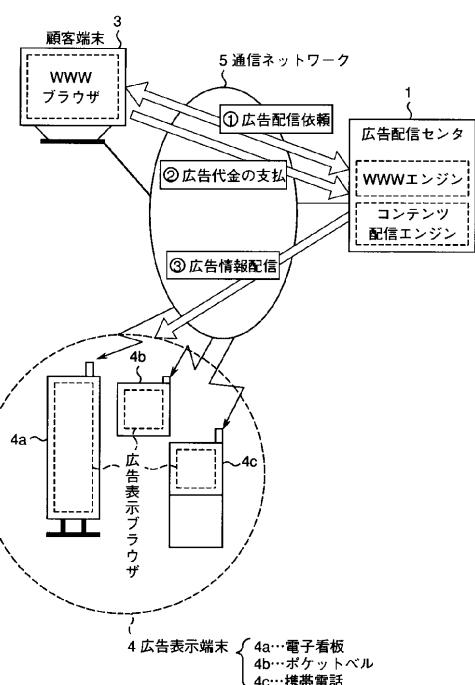
- 1 ... 広告配信センター、 3 ... 顧客端末、 4 ... 広告表示端末、  
 5 ... 通信ネットワーク、 11 ... データベース管理手段、  
 12 ... 広告依頼情報登録手段、 13 ... 端末情報閲覧手段、  
 14 ... 契約者認証手段、 15 ... 課金情報管理手段、  
 16 ... 端末情報登録手段、 17 ... 広告情報配信手段、  
 18 ... 広告見積り算出手段、 21 ... 広告依頼情報データベース、  
 22 ... 端末情報データベース、 23 ... 契約者情報データベース、  
 24 ... 課金情報データベース、 25 ... 利用情報データベース。  
 26 ... 契約者情報登録手段、 31 ... 顧客アクセス手段、  
 41 ... 無線受信手段、 42 ... 广告表示手段、  
 43 ... 顧客表示手段、 44 ... 顧客表示手段、  
 45 ... 顧客表示手段。

10

【図1】



【図2】



【図3】

(A) 21 広告依頼情報データベース

広告ID	AD0000001
契約者ID	CL00001
配信期間	2000/03/01—2000/04/01
配信曜日帯	土、日
配信時間帯	18:00—20:00
配信回数	2回
配信周期	30分
配信範囲	東京都新宿区
配信先端末数	電子看板 (100%) 携帯電話・PHS (50%) ポケットベル (100%)
配信先端末種	電子看板 携帯電話・PHS
配信先端末条件	20歳以上 女性
広告表示形態	文字
情報有効期限	2000/05/01
広告情報	
文字	Ad.txt
静止画像	
音声	
動画	
:	
表示開始時間	なし (ダイレクト表示)
表示回数	
表示周期	
表示終了時刻	
:	
広告種類情報	:

【図4】

(B) 22 端末情報データベース

端末ID	TL0000001
端末種類ID	PHS
広告スケジュール	2000/03/04 18:00
利用サービス種類	DDIポケットPメールDX
端末契約情報	受信花子 070-1234-XXXX 東京都新宿区 1978年03月03日生 女性 未婚 :
端末位置	東経134.41° 北緯35.41°
端末稼動状態	全日
希望広告種類情報	グルメ、スポーツ
広告要求範囲	端末位置から半径10km
広告単価	¥500
広告効率	1.0
:	:

(C) 23 契約者情報データベース

契約者ID	CL00001
契約者名	シャープ株式会社
所在地	大阪市阿倍野区
電話番号	06-6543-XXXX
代表者名	配信太郎
パスワード	*****
:	:

【図5】

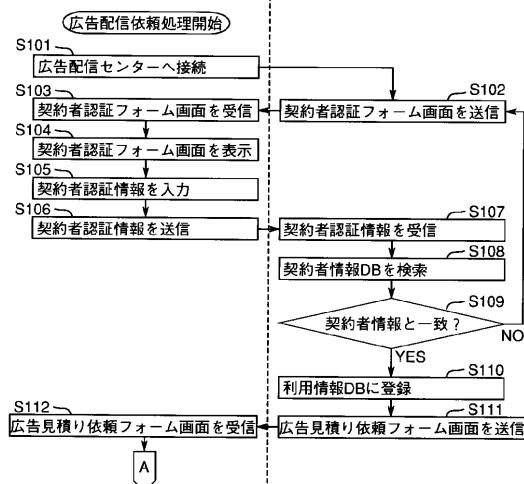
(D) 24 課金情報データベース

契約者ID	CL00001
配信広告IDリスト	AD0000001 AD0000022 :
課金情報	¥87,000
:	:

【図6】

3 顧客端末

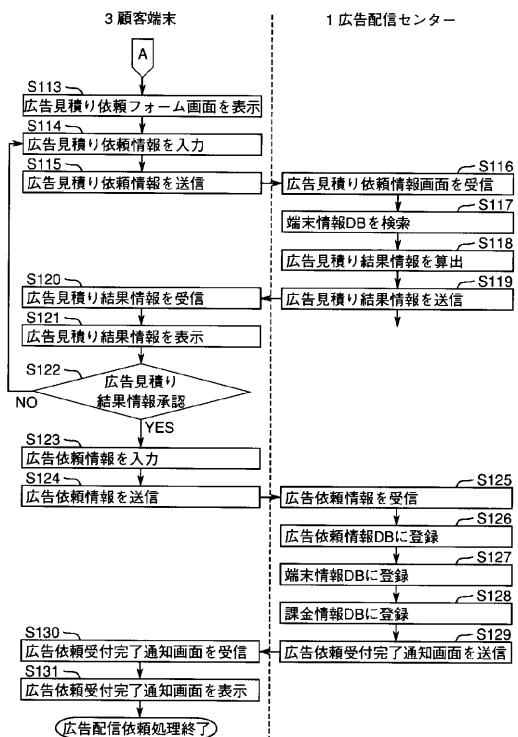
1 広告配信センター



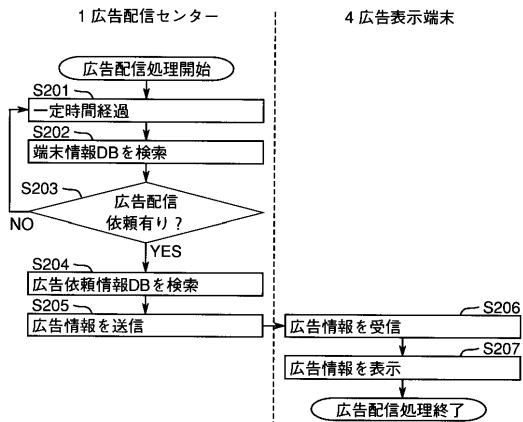
(E) 25 利用情報データベース

契約者ID	CL00001
広告ID	AD0000001
シーケンスID	広告依頼見積り結果閲覧
:	:

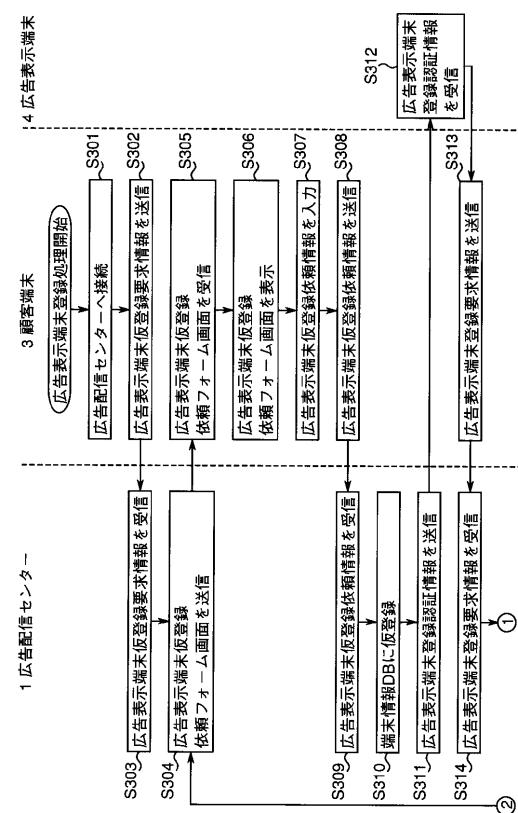
【圖 7】



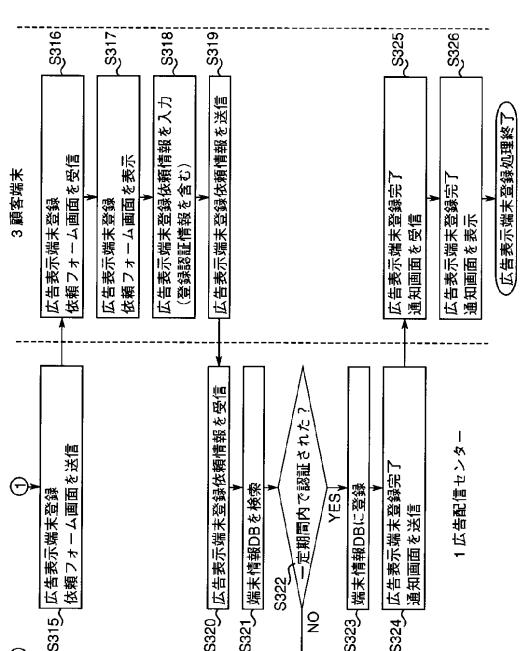
【図8】



( 9 )



【 10 】



【図11】

配信期間 [2000]年[03]月[01]日～[2000]年[04]月[01]日

配信曜日帯 日月・火・水・木・金・土・日

配信時間帯 [18]時[00]分～[20]時[00]分

配信回数 ○ 時間内連続 ● [2]回

配信周期 [0]時間 [30]分

配信範囲 ● 区市町村指定  
[東京都] [新宿区]

○ 駅名から指定  
[JR山手] 線 [渋谷] 駅から 半径 [10]km

○ 経度緯度から指定  
東経 [137.32]° 北緯 [68.44]° から 半径 [5]km

配信先端末 ☐ 電子看板 ☐ 携帯電話・PHS ☐ ポケベル

○ 端末数指定 [10]台 [100]台 [100]台

● 割合指定 [100]% [50]% [100]%

配信先端末条件 ☐ 年齢 [20]歳～[ ]歳  
(電子看板は対象外) ☐ 性別 ○ 男性 ● 女性  
○ 結婚 ● 未婚 ○ 既婚

広告表示形態 ☐ 文字データ ☐ 音声データ  
☐ 画像データ ☐ 動画データ

広告情報ファイル [ad.txt] [ブラウズ]

広告情報表示指定 ○ する (ダイレクト表示) ● しない

表示開始時間 [ ]時 [ ]分 表示終了時間 [ ]時 [ ]分

表示回数 [ ]回 表示周期 [ ]時間 [ ]分

[キャンセル] [見積り依頼]

【図12】

**広告依頼見積り結果**

配信期間	2000年03月01日～2000年04月01日		
配信曜日帯	土、日		
配信時間帯	18:00～20:00		
配信回数	2回		
配信周期	30分		
配信範囲	東京都渋谷区		
配信端末	電子看板	(100%)	10台
	携帯電話・PHS	(50%)	86台
	ポケットベル	(100%)	35台
配信先端末条件	年齢20歳以上、女性		
広告表示形態	文字データ		
<b>広告料金</b>	<b>台数</b>	<b>単価</b>	<b>広告料金</b>
電子看板	10 ×	3,000 =	30,000
携帯電話・PHS	86 ×	500 =	43,000
ポケットベル	35 ×	400 =	14,000
			87,000

[広告情報詳細表示]

[修正] [広告配信登録]

【図13】

**広告表示端末登録フォーム**

端末種類 ○ 電子看板 ○ 携帯電話 ● PHS ○ ポケットベル

利用サービス種類 NTTドコモグループ  
○ ショートメール ○ iモードメール  
○ きゃらトーク ○ ポケットベル  
セルラーングループ  
○ たのしメール ○ Cメール  
Jフォングループ  
○ Jスカイメール  
DDIポケット  
○ Pメール ● PメールDX

端末契約者 [受信 花子]

端末契約番号 [070-1234-XXXX]

端末契約住所 [東京都新宿区]

端末位置 ○ [東京都世田谷区]  
● 東経 [134.41]° 北緯 [35.41]°

端末稼動状態 ☐ 全日 ☐ 平日昼間 ☐ 平日夜間  
☐ 土日祝日昼間 ☐ 土日祝日夜間 ☐ 深夜

希望広告種別情報 ☐ パソコン・ゲーム ☐ 音楽 ☐ TV  
☐ 自動車 ☐ 旅行 ☐ グルメ  
☐ 美容・健康 ☐ スポーツ ☐ 語学・資格  
☐ 酒・たばこ ☐ ギャンブル ☐ 株・投資

広告要求範囲 ☐ 端末位置から [10]km  
☐ 指定位置1: [東京都世田谷区]  
☐ 指定位置2:  
☐ 指定位置3:

[修正] [登録]

---

フロントページの続き

合議体

審判長 金子 幸一

審判官 井上 信一

審判官 松尾 俊介

(56)参考文献 特開平7-168544(JP,A)

特開平9-91358(JP,A)

特開平10-336127(JP,A)

特開2001-236410(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00-50/00

G06F 13/00